

健康保険法が改正……〈市立病院〉

初診料が100円から200円に

新聞やテレビなどで、すでにおわかりのこととは思いますが、「健康保険法等の臨時特例に関する法律」が公布され、9月1日からは、初診料と入院料、そして10月1日からは、薬代の一部負担制度が設けられ同日から適用されています。

これらの改正は、ぼう大な赤字をかかえている社会

保険制度の再建と発展のために行なったもので、財政再建の差しあたったの対策として、昭和44年8月31日までに、市立総合病院はもとより、市内の各病院診療所など全国的に適用されています。

以下は、この改正の内容ですが、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

1, 初診料（一部負担金）が200円になったこと

※いままでは100円であったが、この100円というのは昭和32年にきめられたもので、それ以来10年間はそのままでした。その間、外来の医療費は約3倍に増え、各健康保険組合などの財政が圧迫されてきたため、2倍の200円に引き上げられたわけです

2, 入院のときの一部負担が1日60円になったこと

※いままでは、1日30円で最初の1カ月間を限度として支払うことになっていた（最高は31日分930円）がこの10年間に入院医療費が約2.5倍に増えているため、財政の立て直

しのために60円に引き上げされたわけです。

3, 薬代が1日1剤15円以上かかったときは、15円の負担となったこと

☑一部負担が適用される者
健康保険、船員保険、各種共済組合（自衛官を含む）の被保険者または組合員

☑適用を受けない者
①国民健康保険、日雇健康保険の被保険者
②資格喪失ごの継続療養受給者
③入院患者

☑支払わなくてもよい者
①健康保険、船員保険

42年10月1日現在の標準報酬等級（月額）が15等級（24,000円）以下である者。ただし、24,000円を超える場合であっても本人が被扶養者を有して、24,000円に被扶養者1人につき6,000円を加算して得た額が、その者の標準報酬月額以上である場合を含む。

(イ)各種共済組合

42年9月1日現在の給料が21,000円に満たない者。

12人以下の被扶養者を有するときは、その数に応じた額に満たない者

※この制度は、一つの薬の1日分の値段が15円をこえるものは15円だけ負担するという制度です。一つの薬の1日分というのは、例えば粉薬の場合1日分3回服用で3包の薬が渡されますが、この3包で1日分として計算されます。また、1日分の薬の値段が15円以下の場合には、一部負担はいりませんし、注射、診療、治療だけで投薬が行なわれなかった場合も必要はありません。

豊作をむだにしないで

秋田県のことしの稲作は60万トンを超える豊作が予想され、米価の値上りもあって、農家の所得増加は132億円に達するものと推定されます。

そこで、秋田県ではこの豊作を契機にして農家経済の計画化をはかり、農

家の営農および生活の合理化を促進しあわせて農家資金の造成を強化するため、12月31日まで「豊作をむだにしない運動」を展開することになりました。

この運動の内容はつぎのとおりです

◆貯蓄の奨励

農家の営農および生活の計画化を推進するため、目的貯金の奨励につとめとくに月給貯金に重点をおく。

◆負債の解消

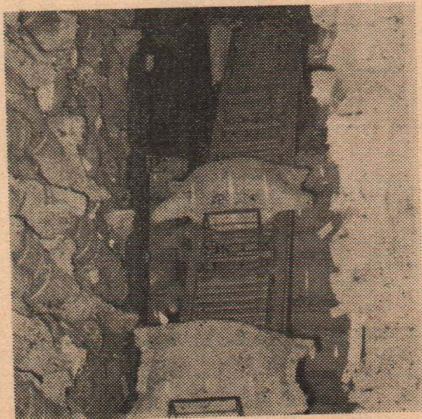
とくに短期負債の完全返済をはかるよう指導する。

◆生活投資の合理化

営農の長期化をはかり、効率的な生産を行なうため、施設、農機具等の導入にあたっては、共同化をはかるなど投資の合理化を促進する。

◆消費の合理化

不要不急な消費を抑制するとともに



とくに耐久消費機購入の計画化、家屋建築の合理化等について指導する。

国民年金

障害年金の請求洩れの方はおりませんか

国民年金では、手足や目、耳の不自由な人と、結核、精神病など、すべての障害者に年金を支給しております。障害の程度は重い状態であって、人の世話を受けなければ日常生活の用をすることができない人が対象になります。

なお、結核や内臓病、精神病は、発病して3年を経過してもなおらない場合は請求できます。

皆さんが住んでいるお近くで、このような方がおりましたら、年金係にお知らせください。